

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年6月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400033号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400025号

第1 結論

1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の請求期間③から⑨までの標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の請求期間③から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の請求期間③から⑨までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の請求期間①、②及び④から⑨までの標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の請求期間①、②及び④から⑨までの標準賞与額(別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月
② 平成19年12月
③ 平成20年7月
④ 平成20年12月
⑤ 平成22年12月
⑥ 平成24年7月
⑦ 平成24年12月
⑧ 平成26年7月
⑨ 平成27年12月

A社に勤務していた期間に支払われた賞与のうち、請求期間①から⑨までの賞与記録がない。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③から⑨までについて、請求者から提出されたA社の賞与等に係る明細書(以下「明細書」という。)、同社から提出された賃金台帳及び事業主の回答により、請求者は同社から別表の第1欄に掲げる日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支給を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③から⑨までに係る標準賞与額については、明細書により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間③から⑨までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間④から⑨までについて、上記賞与に係る明細書により、請求者は、A社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与を支給されたことが確認できることから、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①及び②について、上記賞与に係る明細書、賃金台帳及び事業主の回答により、請求者はA社から別表の第1欄に掲げる日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与を支給されたことは認められるものの、事業主により当該期間の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが認められる。

以上のことから、請求期間①及び②について、請求者のA社における標準賞与額を別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険

給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支払年月日	賞与支給額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準賞与額
①平成18年7月	平成18年7月25日	10万円	—	—	10万円
②平成19年12月	平成19年12月25日	25万円	—	—	25万円
③平成20年7月	平成20年7月25日	30万円	30万1,000円	30万円	—
④平成20年12月	平成20年12月25日	30万円	29万4,000円	29万4,000円	30万円
⑤平成22年12月	平成22年12月24日	30万円	28万1,000円	28万1,000円	30万円
⑥平成24年7月	平成24年7月25日	30万円	27万5,000円	27万5,000円	30万円
⑦平成24年12月	平成24年12月25日	30万円	26万9,000円	26万9,000円	30万円
⑧平成26年7月	平成26年7月25日	25万円	22万円	22万円	25万円
⑨平成27年12月	平成27年12月25日	22万円	18万6,000円	18万6,000円	22万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400003号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和64年1月1日から平成4年1月1日まで
年金の記録を確認したところ、請求期間における厚生年金保険の被保険者記録がなかったが、当該期間にA社の病理学に携わる職場に勤務し、検査のデータ処理やパソコンへの入力等の事務業務に従事していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社に勤務し、検査のデータ処理やパソコンへの入力等の事務業務に従事していた旨主張している。

しかしながら、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できないほか、A社は、請求期間に係る人事記録、厚生年金保険の被保険者資格の届出及び厚生年金保険料の納付に係る資料並びに給与からの保険料控除が確認できる資料は保存期間経過のためないと回答している。

また、A社は、各部局に勤務する事務職員については基本的に非常勤職員となるため、法律に基づく要件を満たさなければ厚生年金保険に加入しない旨陳述している。

さらに、社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名(旧姓を含む。)による検索及び「A社」という名称を含む厚生年金保険の適用事業所における被保険者の検索を行ったが、請求者の基礎年金番号に統合済みの被保険者記録以外に請求者のものと思われる記録は確認できない。

加えて、オンライン記録により、請求者は請求期間において、厚生年金保険や共済組合等に加入する会社員や公務員に扶養されている配偶者が対象となる国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる。

なお、請求者に請求期間当時の勤務状況や同僚等について照会を行ったが、請求者から回

答はなく、請求者の具体的な勤務実態や請求期間におけるA社の社会保険に関する取扱い等がうかがえる情報を得ることはできない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。